

「本来の IMF」に関する一覚書

—— E. バーンバウムの所説を中心として ——

建 部 和 弘

はじめに

旧 IMF 制度は、その本来の機能を全面的に発揮しえず、協定の部分的機能化と変質化ののち1973年3月に完全崩壊し、条文の上でも全面的な協定改正の発効(1978年4月)をもってまったく姿を消してしまった。第2次協定改正で登場した新 IMF 制度は、為替制度における現実の追認(変動相場の承認など)と旧制度における金に関する諸規定の新協定からの排除といった、大幅に内容を一新したものであるが⁽¹⁾、しかしそれが実質的に制度の名に値するものからは程遠いものであることも言をまたない。制度としての実質を具備するためには、国際流動性の供給と国際収支の調整(さらには国際通貨の信認の維持)とのメカニズムおよびその基盤となる通貨システムが協定上少なくとも大枠として明らかにされていなければならないからだ。⁽²⁾ 新 IMF は、為替や国際通貨ドル、金についていわば野放しの状態にしつつ、諸方面での大きな混乱だけは回避するための制度に過ぎなくなっているといっても過言ではなさそうだ。

(1) 内海孚編『新しい IMF』 外国為替貿易研究会 1978年を参照のこと。

(2) Machlup, F. et al, (32Economists), *The International Monetary Arrangements. The Problems of Choice*, Princeton Univ, 1964が最初にこの点を明示した。

もっとも変動為替相場制を重視してそれに大きな期待をかける立場からは、変動制を制度のひとつに盛りこんだ新 IMF は相応の評価を与えられてしかるべきかもしれないが、次第に強まる為替の無秩序状態という現実とそのもとでの内外の経済取引の停滞化という事実と直面してみると、あらためて国際通貨制度のあるべき姿とそれに関連して発足して間もない新 IMF 制度の諸問題とについて再考を迫られる時期が到来しつつあることもある程度認めざるをえないだろう。もとより新たな改革へ向けて主導権をとる能力と意志をもつ国々が登場してこないかぎりには、IMF と各国は無秩序のなかで最悪事態を招かないようにぎりぎりの協力を保持するしかないこともまた否定しえない事実であろう。こうした状況のなかにあつて、一步退いて国際通貨制度のあるべき姿について根元にまで掘り下げて見直しておくのもそれなりの意義をもちうるのではないだろうか。

われわれの前には、すでに多くの制度改革論⁽³⁾があり、近くは『通貨制度改革の概要』⁽⁴⁾が用意されている。しかし本稿ではそうした大きな流れにおいてあまり顧慮されることがなかったのではないかと考えられる「本来の IMF」(旧制度)にまで遡って、ブレトン・ウッズで意図された国際通貨のメカニズムとその基盤である通貨システム⁽⁵⁾について、バーンバウムの論文に焦点をあて

(3) 鈴木浩次編『国際流動性論集』 東洋経済 1964年に代表的な諸案が訳出されている。

(4) IMF, *International Monetary Reform: Documents of the Committee of Twenty*, 1974. 邦訳『国際金融講座IV 国際通貨』 東洋経済 1975年所収。

(5) Birnbaum, E. A., *Changing the United States Commitment to the Gold, Essays in International Finance* No. 63 (Princeton, Nov. 1967) (以下〔1〕と略す), 拙訳「アメリカの金政策の変更案」(中西市郎監修『ドル危機と国際通貨制度改革』関西書店, 1982年所収)

Birnbaum, E. A., *Gold and the International Monetary System: An Orderly Reform, Essays*, No. 66 (Princeton, April. 1968) (以下〔2〕と略す)

なお小稿では、メカニズムについては〔2〕に、システムについては〔1〕に依拠している。

てとりまとめを行いたい。はじめにメカニズムに関する骨格部分を紹介をか
ねて2節にわけて整理し、ついでその主要な問題点を述べ、最後にシステム
に関する議論とその問題点をとりあげる。

1 「本来のIMF」(1) ——流動性メカニズム

「本来のIMF」を制度としてどうとらえるかについては、旧IMF協定の
条文に即して解釈が行われねばならない。これをその内容に照らして一言で
「〇〇制」と包括的に表現しうるかどうかは問題の多いところであろう。バ
ーンバウムの場合、「ブレトン・ウッズ制」という表現が見られるが、制度の
中枢部を占める通貨本位(monetary standard)としては明確に把握し難い
ように思われる。したがってこの点は極めて重要な、制度の性格づけにかか
わるポイントではあるが、小稿では最後の問題点としての議論のところに譲
ることにしよう。

まず「本来のIMF」の構造が、バーンバウムの議論に沿って明らかにさ
れねばならない。制度の構造を形成するものとして、国際流動性のメカニ
ズムと国際収支調整のメカニズムとがある。後者は次節に回し、本節では流動
性メカニズム⁽⁶⁾の方を整理しておこう。

IMF引出権⁽⁷⁾の性格づけを、ハロッドによるその自動性の強調⁽⁸⁾を引合いに出
すことによって著者の立場を明らかにした上で、IMF資金の利用の仕方と
資金の保護、IMFによる中期的不調整国との協議、割当額の増加などを骨格
部分として論旨を展開しているのがこのメカニズムであるが、その中心的論

(6) Birnbaum [2], pp. 14~21.

(7) 旧IMF協定条文については、堀江薫雄『国際通貨基金の研究』岩波書店 1962年
を参照のこと。

(8) Harrod, R. F. *Reforming the World's Money*, p. 121. 堀江薫雄監訳『国際通貨
改革論』172ページ。

点は以下のとおりである。

「本来ブレトン・ウッズにおいて心に描かれていたように、IMF は、国際準備の補足手段の源泉として役立つはずであった。この補足手段によって加盟国の通貨準備ポジションは、自国の保有外国為替残高が増加するかのようにはほぼ正確に強化されるだろう。この目的を成就するために、加盟国は、自国の保有外国為替準備の使用とほぼ歩調を合わせて IMF 引出権を使用するはずであった。加盟国はまず保有準備を引きおとす。ついで周期的に——規則的に、たとえば毎月または毎四半期に——前月または前四半期に引きおとした保有準備の約半額分を、その国が必要と指定する特定国通貨で IMF から引き出す。その後の時期に加盟国の保有準備が増加すれば、増加分の半額を IMF に引き渡す。IMF に引き渡される特定国（交換可能）通貨の決定は当加盟国保有準備の水準と構成の実際の変化に合わせて比例的に行われる。したがってわずかなタイム・ラグは別として、IMF 資金の使用は加盟国の保有準備の使用と密接な比例関係にある。⁽⁹⁾」

加盟国による IMF との資金取引は、自国通貨による必要外貨の買入れ (IMF 資金の引出し) と交換可能通貨による自国通貨の買戻し (IMF 資金の復元) であって、借入れと返済ではないが、しかし IMF 資金の利用が自由かつ無防備というわけではない。資金の保護手段として主要なものの一例は、間接的ながら、資金の使用の条件が加盟国による保有準備の使用後ということになっている点である。その他、IMF による加盟国の対外金融ポジションなどデータの把握、信用度の低い国々による引出しの危険に対してはそうした国国の割当額の相対的少なさや IMF 資金を保有準備であるかのように利用すべきだとする制約性、救済・復興のためまたは大規模・持続的資本流出への対処のための資金利用の排除、および資金の金価値保証といった点が資金の保護手段となっている。

(9) Birnbaum [2], p. 14.

つぎに引出権について事実上自動的な部分は1年につき割当額の $\frac{1}{4}$ （いわゆるゴールド・トランシュ部分）に限られる。1年でのそれ以上の引出しは、可能だけれども、IMFによる規定適用除外（waiver）への合意が必要である。5トランシュ分を上回る引出しについても同様である。こうした場合、IMFによる加盟国の諸政策と対外収支状況についての検討が行われる。こうして「本来のブレトン・ウッズ・アプローチを基本的に理解することがIMFの流動性メカニズムの理解にとって重要なことである。IMFをつくった意図は、新形態の国際貨幣を、すなわち保有貨幣準備に対する非常に流動的な補足手段を創出することであった。」⁽¹⁰⁾またIMFの立場は加盟国における国際収支の赤字と黒字に対して中立的であり、それゆえIMF資金が加盟国の保有準備を補足しても、ついには長びく資金利用の経験によって加盟国の収支不均衡が自己調整的でないことが示唆される時点が訪れよう。だが不均衡期間がたとえば3年から5年にわたってつづく場合には、IMFとの協議が必要になる。これもIMFによる有用な資金保有の枯渇への歯止めとなるかもしれない。なお非常に重要な歯止め役である「不足通貨」の規定は第2節で述べる。

要するに「先に述べた、IMF資金と加盟国保有準備との並行的使用のための手続きが実際に組み込まれているのでなければ、協定条文の支配的な流動性メカニズムは崩壊する」⁽¹¹⁾のである。なぜなら収支赤字に際して、IMF資金に頼らずに自国の保有準備を取り崩しつつけたのちに、IMFから巨額の引出しをはかる場合、引出しによる保有準備増加のうち半額分をIMFに引き渡さなければならない（買戻し義務）というヨーヨー効果が生じてしまうからである。こうしてIMF資金を、準備の流動的な補足手段として並行的に使用することこそが、IMF資金の引出しメカニズムと買戻しメカニズムとを有効に機能せしめる条件なのであって、これがブレトン・ウッズにおいて本来意図

(10) Birnbaum [2], p. 15.

(11) Birnbaum [2], p. 16.

されたものだったのである。

すべての加盟国が自国の保有貨幣準備残高の変化に合わせて IMF 資金を標準的な操作手続きとして用いるようになれば、IMF 資金の引出しにつきまとう芳しくない評価などなくなるものだ。そうして「引出しの手続きがもっと自動的になればなるほど、すなわち、引出しと保有準備の変化との結びつきがもっと厳格になればなるほど、IMF 資金はそれだけいっそう真に国際貨幣の属性をそなえるようになる。そのときには、IMF 割当額の水準の増加が国際準備の補足手段の思慮深い創出となろう。」⁽¹²⁾

「ブレトン・ウッズ制度は、引出権が流動的であることばかりでなく、必要ときにはその引出権が有用な通貨の保証付きの利用性によって裏付けられることをも、加盟国に保証することを目ざしたものだ。」⁽¹²⁾

以上のような「本来の IMF」における流動性創出のメカニズムは、発足時点でその趣旨からずれることとなってしまった。第1回年次会議（1946年サバンナ）で引出権は条件付きで利用可能とする決定が行われたからである。さらに IMF 資金の機能についても本来の意図とは根本的に異なったアプローチが導入された。すなわち同年の理事会でつぎの政策決定がなされ、IMF 資金は流動的補足手段としてよりはむしろ信用手段としての性格を帯びることになったのである。理事会は協定条文の解釈にあたり、「IMF 資金の使用権限は、国際収支の赤字を金融して当面の通貨安定化操作を行うための一時的援助を与えるという目的に合致した使用に制限される」⁽¹³⁾ものとする。IMF 資金の早期浪費を懸念したアメリカの考え方が反映された結果、どの国も資金の引出権を行使する際には、短期間に収支問題を克服する能力について IMF による事前の考慮に服さざるをえなくなった。こうして自動的引出権はいわゆるゴールド・トランシュ部分に制限された。これに対して、ブレトン・ウッ

(12) Birnbaum [2], p. 17.

(13) Birnbaum [2], p. 18.

ズではそうした25%刻みのトランシュ毎の区別などは考えられておらず、各段階のトランシュも等しく手に入れうるはずのものであった。また資金の利用期間についても本来の保有準備の動向との関連が無視されて、すべての引出しが3年から5年以内に返済されねばならなくなった。「こうしてIMFは、ケインズがブレトン・ウッズで取り決めたと考えた施設（institution）ではなくなってしまった。それに代わってIMFは伝統的なタイプの信用機関として機能するようになった。⁽¹⁴⁾おもにこうした制限的政策によって（他の諸事情もあるけれども）、周知のとおりIMFは発足当初からなにかば機能マヒ状態に陥ったのである。

ブレトン・ウッズの考え方とはまったく異質となったIMFは、その機能マヒ状態を克服すべく努力を払う（1950年代）につれて、奇妙なことにその引出権の性格がブレトン・ウッズの考え方にくらべて、ゴールド・トランシュ部分についてははるかに大きな自動性を、しかしそれをこえるトランシュ部分についてははるかに小さな自動性を帯びる、という方向をたどった。

「IMFは、結局のところ、1国のもつ5つのうちの第1トランシュのほかはその利用に対して『早期警報システム』を、すなわちIMFの『クレジット』を利用するまえに一国は自国の収支ポジションを是正する行動をとらなければならない、⁽¹⁵⁾ということを要求するアプローチを、組み入れたのである。」

それとは対照的に「本来のブレトン・ウッズ・アプローチは異なった概念上の理解と優先順位に基づいていた。要するに、本来の考え方はつぎの諸点のうえにうち立てられたものである。⁽¹⁵⁾」(a) 前以って赤字の状況が明確に把握できないこと、(b) 赤字は黒字国の政策からも生じうること、(c) 経済目標の達成に、制限的収支政策をやたらと用いてはならないこと、(d) 恵まれた条件にある国が合理的政策をぎりぎりのところまで追求するものとの信

(14) Birnbaum [2], p. 18.

(15) Birnbaum [2], p. 19.

頼が抱かれていること、(e) 各国の保有準備と IMF からの引出しとの連動化と両者の同等視が行われること。

最後に信認との関係について。「本来の IMF」では、資金の乱用の危険がないわけではないが、割当額が保有準備と事実上同一とみなされるだけに資金利用のメリットがそれだけ大きい⁽¹⁶⁾のだから、その危険は冒すに値するものである。また引出額の復元が行われなければ、3、4年のうちに IMF との協議期日が自動的に到来するのだから、乱用の危険は比較的小さい。「ブレトン・ウッズの路線に沿ったこうしたアプローチがブレトン・ウッズの目標と優先順位の達成にとっての前提条件であるように思われる。⁽¹⁶⁾」この制度は、収支の制限や管理の必要性を減らすために、収支決済用の流動的資金の創出を求めるものである。資金の使用と復元は自動的操作手続きの一部であるひとつの基準に基づいて行われるのだから、資金の使用に伴う通貨の信認が崩壊することなど起こりえない。

これに対して現実の IMF のもとでは、資金利用が、その制約性と政策勧告問題とのために、「不都合な汚点⁽¹⁷⁾」とみなされ、とくに先進国（なかでもアメリカ）によって回避される結果となり、半面信用度の低い開発途上国による資金の乱用を防止しえなくなった。「補償融資便宜⁽¹⁸⁾」は本来の意図からすればどの国にも適用可能の性格のものだったのである。

2 「本来の IMF」(2) ——国際収支調整メカニズム

以上のように「本来の IMF」の流動性メカニズムは、流動性の創出と資金利用の健全性（節度、ゆきすぎたときの政策面の勧告を含んだ節度）を意図したものであるが、それはまた国際収支の調整問題とも密接に関連している。収

(16) Birnbaum [2], p. 20.

(17) Birnbaum [2], p. 20.

(18) Birnbaum [2], p. 21.

支不均衡の調整が円滑に進まなければ、資金利用の健全性そのものが脅やかされるからだ。この点について「本来のIMF」においてどのような策が考えられていたのか、バーンバウムの⁽¹⁹⁾所説によってみておこう。

「IMFの重大な失敗のひとつは、IMF条項のなかの『不足通貨』規定(第7条)の無視から生じたのである。この規定は国際収支調整に対する新しい革命的アプローチとして意図されたものである。⁽²⁰⁾」すでに失われてしまった、金を中心とした国際準備の移動(増加と減少)がもたらす赤字国・黒字国間の調整メカニズムを制度的にどのように復活させるかが重要な課題であった。対外不均衡に伴う国内通貨供給の増・減といった自動的調整に(とくに黒字国において)頼れない状況のもとで、黒字国にも調整負担の責任を分担させる必要に迫られていた。不足通貨条項はそのための有効な方策たりうるものとして協定に盛りこまれたものである。これによって黒字をつづける国が積極的な調整に配慮するならば、そうでなければ生じる恐れのある赤字国における深刻な国際準備の不足やそれに伴う内外の経済活動の縮小化の動きが回避できるようになるろう。

不足通貨規定の基本的考え方は単純明快であった。すなわち1国の政策が他国でその通貨の不足を来たす——つまり他国による1国からの輸入に対する支払用資金の調達をひどく困難にする——場合、どの国でもこうした国からの輸入について自由を維持する義務はない、というものであった。IMFが通貨の不足を公式に宣言すると、加盟国は不足通貨国からの輸入を制限する権限が与えられる。こうして不均衡の解消に失敗した慢性的黒字国はその輸出に対して世界的差別の脅威にさらされる。貿易の拡大をめざすIMF協定にとって、一見矛盾するかのようなこうした規定を支えるものが、こうした重要事項(他の例では通貨の平価切下げ)の決定における国際的合意(多数決)

(19) Birnbaum [2], pp. 22~26.

(20) Birnbaum [2], p. 22.

による承認の要件である。

不足通貨規定にはまた別の効果がある。それには赤字決済用としての1国の割当額の大きさのもつ意義を減らす役割がある。とくにアメリカの割当額の規模はケインズが当初考えていた額よりも小さかったのだが、この規定によって、アメリカが対外的に十分な資金を提供する義務が下支えされることになる。(IMFでの純債権国ではその債権に利子がつかないが、IMFの枠外での対外投資ではその債権に収益が生まれるので、アメリカ(とくに議会)としても、それだけ2国間での資金の提供をやりやすくなる。)

「本来のIMF」における調整メカニズムは均衡のとれたものであった。赤字国は必要通貨をIMFから自国通貨と交換に買い入れるが、その結果IMFによる赤字国通貨の保有額が高水準になると、IMFとの協議の期日が自動的に到来する。そして適当とみなされれば、IMFは赤字国に調整策をとるように圧力をかける。他方で、赤字国によって引きおとされる通貨のIMF保有額は減少するが、それが低水準にまで落ちこむと、ここでも協議が始まり、通貨不足の状況が進んでいるかどうかを検討される。自国品の輸出が世界的に差別的制限を受ける恐れを抱く慢性的黒字国にとっては、これが調整圧力となる。

「ケインズもホワイトもこの結果に非常に満足したのである。ケインズは確信した。すなわちどの国も自国通貨がIMFによって不足だと公式に宣言されることにつながる政策を追求しないで、かえって調整を行う(または少なくとも十分な対外信用の供与を行う)ようになるものだ。⁽²¹⁾」その例はアメリカを中心とした英米金融協定とマーシャル計画、その他戦後(2国間)の対外援助計画、民間資本流出にみられる。(1944年5月23日のケインズの英上院での証言と *Fpreign Affairs* 1945年1月号のホワイト論文をみよ。⁽²²⁾)

(21) Birnbaum [2], p. 23.

(22) Keynes, J. M., "The Internatinal Monetary Fund", in Harris, S. E. (ed.), *The New Economics*, 1947. 日本銀行調査局訳『新しい経済学Ⅱ』東洋経済, 1949

なお協定条文では明記されていないけれども、不足通貨の判定基準(IMFによる検討が行われるライン)として、IMFによる通貨保有額が割当額の15%に低下した状態が非公式に述べられていた。IMFからの引出しは加盟国が必要と指定する特定国通貨からなるのだから、こうしたIMFによる通貨保有額の減少はおのずから持続的黑字国を明らかにすることになる。

また通貨不足に関してIMFが報告するかどうかは任意とされ、その報告の準備段階において対象国の代表が参加することが要件となっている。勧告を行うに際しては、対象国が政策上、事態に適切に対処しているかどうかを検討される。ここでもなんらの「早期警報システム」もとられていない。つまり黒字の初期徴候では政策上の勧告はまったく行われぬ。IMFは、対象国の通貨が割当額の低水準になるまで待たなければならないのである。他方ひとたび不足通貨の宣言と貿易差別が始まると、IMFによって不足が解消したとみなされるまで、差別はつづくことになる。

以上のような「本来のIMF」の調整メカニズムは、現実には不足通貨規定の崩壊とともに破壊されてしまった。戦後過程でいえば、2つの段階が指摘できる。第1段階は戦後の「ドル不足」期で、当時ドルが不足通貨とならないように多大のロビー活動が展開されたのである。これには戦後過渡期ですでに事実上すべての国が対米貿易差別をしていたこと、またアメリカによる対外借款や援助が行われていたことが考慮されねばならない。たとえIMFがこの規定どおりに運営しようとしたとしても、報告書の準備へのアメリカの参加によって不可能であったろうし、またたとえ報告書が作成されたとしてもアメリカの政策への批判ではなく承認となったことであろう。

ところで国際通貨権力を国際通貨合意(機関)に委任することに若干のり

年。

White, H. D., "The Monetary Fund : Some Criticisms Examined", *Foreign Affairs*, xxiii, Jan. 1945.

スクが伴うのは不可避的な側面である。協定参加国がある程度リスクを受け入れる用意があるのでなければ、こうした取決めも効果を発揮しえない。ともかくこの規定に基づく IMF の行動が妨げられたために、「本来の IMF」にゆだねられていたもっとも重要な国際通貨権力の一部が主権国家に引き戻されたのである。

第 2 段階は 1962 年 7 月の IMF 理事会による引出通貨構成に関する政策変更の承認である。これによって引出請求国による必要な引出通貨の指定が不可能になったのである。本来の調整メカニズムでは、引出通貨と根強い黒字国との自然の結びつきがその基礎になければならないのだが、その重要なつなぎ目が断たれて不足通貨規定発動のためのルートが崩壊してしまった。

以上にみたように、「本来の IMF」は、流動性メカニズムと調整メカニズムに関して、IMF 資金の引出しとその復元の規定を軸に、国際通貨秩序を斉合的に維持することを目ざしたシステムであった。要約すると、このシステムのもとでは、(1) IMF 資金利用の自動性、(2)赤字国による保有準備の取崩しと一定比率（50%）での IMF 資金利用との連動化、(3)資金引出国による引出通貨の指定、さらに(4)引出しに伴う、IMF における各国通貨の増加および減少の程度に基づく、IMF と赤字国（引出国）との協議および IMF による黒字国（自国通貨が引き出された国）通貨の保有不足（割当額の 15% ライン以下）の宣言が、相互に密接に関連しあうかたちで体系づけられていたのである。この方式に基づいて運営されていたならば、必要な流動性の増加（各国保有準備の補足）は、IMF 機構のなかで（たとえば割当額の増加などによって）まかなわれえたのであって、現実の IMF が導入した複雑きわまる各種の概念（技術的機能、たとえば各種トランシュの区別やスタンド・バイ・クレジットなど）の迷路に踏み込む必要はなかったし、基本的な条項の機能マヒや修正なども起こらなかつたであろう。またその場合、現実の IMF の進展につれて生じた、「本来の IMF」において意図された）国際通貨権力の各国へのシフト問題も発生しなかつたであろう。（SDR = IMF 特別引出権が導入される

前までは、「本来のIMF」への復歸は規定改正を待たずとも、可能であつたらうが、第1次、第2次と2度にわたる規定改正のために、今日では「本来のIMF」への復歸は、あらためてそれに向けて大きな改正が不可欠となっている。) こうして安定的な国際通貨制度の確立のためには、「本来のIMF」に立ち返って再スタートを切るべきであつて、「アメリカはIMF理事会でこのメカニズムの採用を公式に提案すべきである。⁽²³⁾」そして「アメリカはIMFにおける自國の拒否權を放棄すべきである。⁽²³⁾」(その方法は、たとえば総割当額の $\frac{2}{3}$ 多数決にきりかえればよい。) (これに関連して、本論文のもうひとつの特徴はSDR制に猛反対していることだ。その理由は、SDR制は流動性の効果が乏しく、また「本来のIMF」への復歸を困難にするばかりでなく、拒否權の拡散——アメリカ一國からEECへ——という国際通貨にとっての不安定要素をもちこむことになるから、ということである。) つぎに「本来のIMF」の両メカニズムに関するバーンバウムの議論の問題点を考えてみよう。

3 バーンバウム解釈の問題点

最初に興味深い点は、「本来のIMF」では不明確であつた資金供与のメカニズムと国際収支のメカニズムとの関連が、各國の準備の増加ないしは減少と有機的に統合化されたことである。IMFが国際通貨機構の中心として国際通貨の供給と諸國間の国際収支のバランスとを円滑にはかつていくためには、なんらかのかたちで資金供与とその復元を軸とした自動的な「調整圧力」が組み込まれなければならないのであつて、そのかぎりでは、⁽²³⁾「本来のIMF」の諸規定に関連づけ、それを生かすかたちでいっそうの体系化をはかるうとしたバーンバウムの試みは高く評価されてよいように思われる。

さらに1960年代を通じたIMF改革論において、「本来のIMF」と現実の

(23) Birnbaum [2], p. 40.

IMF との区別がなされず、重要な諸点で「本来の IMF」とは大幅に変質した現実の IMF を、金為替本位制とかドル準備制とかで一面的にとらえて諸種の立場からの改革案が提起されたこと——トリフィンの所説がその典型であり、こうした一面的の把握に大きな影響を与えたことは周知のところであろう——に鑑みるならば、そうした流れのなかで「本来の IMF」を掘り起こそうとしたバーンバウムのねらいは十分な考慮が払われてしかるべきであろう。（かれにこうした方向での問題の検討が可能だったのは、おそらく IMF 発足時（1946 年）からドル危機の始まる 1960 年まで、自ら IMF に籍を置いて、その機構としての変容ぶりをつぶさに観察しうる立場にあったからであろう。）

しかし以上のような一般的な評価を別として、その内容や意図にまで立ち入って検討すると、多くの問題が伏在していると考えられる。本節では今述べた、資金供与とその復元を軸とした自動的な「調整圧力」にかかわって、2 つの大きな論点指摘されよう。第 1 は、この自動的メカニズムにおいて枢要な位置を占める各国の準備の増・減に関するものであり、第 2 は、「調整圧力」そのものにかかわるものである。

まず第 1 の「準備基準」説については、国際収支の内容ともかかわって、国際収支と準備との関係がそれほど明確には把握し難いという問題がある。短期資本の国際的移動が活発化した時期においては、貿易や長期資本取引に付随した短資移動とは別に、基礎収支（経常収支＋長期資本収支）の赤字をファイナンスするためとか金利差や為替相場を利用した裁定益の獲得のためとかの短資移動が広範に行われるのだが、こうした民間部門（とくに金融機関）による国際収支赤字に対するファイナンス機能は、いわば準備の補完的役割とみられるべきものであり、さらには短資による基礎的赤字の相殺機能が高いほど、準備の役割の方がむしろ補完的なものになって、IMF 資金供与の自動的メカニズムのための「基準」にはとてもなりえないだろう。また短資移動が収支赤字に対して「相殺」的ではなく、逆に「補強」的になる場合には、準備の大量使用や国際資金の利用では対応しえないで、「最後の手

段」としての通貨の平価切下げに追いこまれがちだし、他方準備そのものについてもユーロ市場などを利用した保有準備額の粉飾が一般化すると、そうした国の収支赤字は粉飾分の取崩しでまかなわれて準備にはまったく影響が現われないことになろう。

資本移動の自由化拡大、取引量の増加のもとで、準備の増・減をなんらかの国際的政策指標とする考え方は、たぶんいかなる基準のものであっても、矛盾の多いものであることは、フロートのガイドラインとして一部で（とくにアメリカで）「準備指標」が強調されながら、実際にはその導入が困難であった最近の事例によっても明白であろう。こうして明らかになることは、「本来のIMF」についてその有効なメカニズムを説くにあたっては、やはり当初考慮されたように資本移動に対する規制が盛りこまれねばならないのであって、この問題の重要性、そしてその規制の複雑さ、困難さが案外見逃されやすい、ということである。こうして「準備基準」説は、その背後に短資移動の規制とそれに関する主要国間の協調が不可欠の要素として踏まえられねばならないのである。

第2の「調整圧力」については、いわゆる黒字国調整論にかかわる問題である。論者の意図としては、IMFにおける各国通貨量の増・減を媒介とする黒字国・赤字国双方への調整圧力が対称的に働くように考えられているようだが、実のところその点は大きな疑問の余地を残すものとなっている。つまり以前に指摘したとおり、IMF⁽²⁴⁾では各国の拠出資金割当額が一国の内外の経済諸力に応じて先進主要国間でも大幅に異なっていることから、バーンバウム流の、赤字国によるIMFからの引出通貨の指定が資金供与と調整圧力の両メカニズム作動のための前提として設けられているところでは、通貨の引出国（赤字国）と提供国（厳密にはIMFから自国通貨が引き出される国、黒字国）との間で、割当額に大きな差異がある——たとえば赤字国が大きな割当

(24) 拙訳「アメリカの金政策の変更案」の解題 中西市郎監修、前掲書、159～60ページ。

額である——場合、調整圧力が大きな割当額の赤字国に有利（軽負担）に、小さな割当額の黒字国に不利（重負担）になるのである。たとえば米ドル表示でかりに30億ドルの割当額の国が対外赤字（1年間21億ドルとする）に際して、14億ドルの保有準備の取崩しと7億ドル相当額の、IMFからの他国（黒字国）通貨引出しとで対処するものとして、その引出通貨が1国に集中する場合、通貨の提供国（黒字国）の割当額が11.67億ドル相当額以上でなければ、IMFの当該通貨保有割合は、不足通貨の宣言ラインである、割当額の15%水準を突破して大幅に減少してしまうことになる。⁽²⁵⁾

この場合、割当額が11.67億ドル相当額未満の黒字国は、不足通貨宣言のもとに他国からの貿易差別を甘受するか積極的に（たとえ無理な面があっても）黒字解消のための諸方策をうち出すかの選択を迫られるのに対して、赤字国の方は、その引出額はなおもゴールド・トランシュ（25%）の範囲内（ $[7 \div 30] \times 100 = 23.3\cdots\%$ ）であって、まったく調整圧力をこうむらなくてすむのである。こうして赤字国による引出通貨の指定は、それが特定黒字国通貨に集中する傾向を不可避にして、調整圧力の非対称性を強める問題を秘めているのである。

この収支調整問題における不足通貨規定の積極的見直しの考え方は、戦後のアメリカが積極的な対外支出や援助を通じて「黒字国調整」を行ったと考えられているのと同じように、新たな黒字国となった西欧諸国が積極的な調整を行うための契機とするためだったように思われる。しかしここでは、1960年代の後半においては、客観情勢が第2次大戦直後と大きく変化していたことが見落とされている。その変化の最も重要な指標は、アメリカの影響にに基づく世界的なデフレ懸念から世界的なインフレ懸念への転換であった。

(25) 通貨の提供国の割当額を Q とし、7億ドル相当額の提供国通貨が引き出された場合に、IMFによる当該国通貨の保有割合が割当額の15%水準を上回るためには、（割当額の25%は金出資によるものだから） $Q(1 - 0.25) - 7 > 0.15Q$ により $Q > 11.66\cdots$ （単位はドル表示）でなければならない。

世界的不況（デフレ）期には、赤字国の調整負担が過重になるために、対外的に余裕のある黒字国が積極的に調整を行う方が望ましいのであって、不足通貨規定の導入はまさに第2次大戦後に予想されえた世界的デフレ（停滞）化へのひとつの配慮だったといえる。それに対して世界的インフレ期には、逆に赤字国（それが大国であるほど）の放漫な政策がいつそう全般的なインフレを助長するのだから、そうした政策の是正がなによりも不可欠となる。とりわけ基軸通貨国のインフレと対外赤字は、基軸通貨の世界的過剰をもたらすのだから、こうした客観情勢のもとで、不足通貨規定の発動に基づく黒字国の対外調整に力点をおくことは、かえって世界インフレを増幅するばかりで、事態の改善からさらに遠ざかることになる。したがってバーンバウム流の「本来のIMF」への復帰論は、問題を提起するときの客観的経済状況という、いまひとつの重要な基盤がおろそかにされている、といわざるをえない。

このようにみえてくると、「本来のIMF」において意図されていた2つの主要なメカニズムを相互に関連させてとらえるというバーンバウムの方法を生かしつつ、以上にみたような欠陥を除去するにはなにが必要かが問われることになる。ここでその点を詳述する余裕はない。一言でいえば、「本来のIMF」の基本精神を生かすように、可能なかぎり各国間での対称的なファイナンスと調整とが機能しうようなメカニズムを国際協力のもとに現実化することだ、ということになる。戦争直後にはそれは不可能だったのであるが、問題は1950年代末から60年代後半（バーンバウム論文の執筆時期）にかけてそうした条件がどの程度そなわっていたかということであろう。今後の検討を期したい。

4 「本来のIMF」——そのシステム解釈と問題点

以上において、バーンバウムの所説のうち、国際流動性と国際収支の調整とに関するそれぞれのメカニズムを紹介し、その大略のコメントを行ったの

であるが、それでは（さきに留保しておいた）その基盤であるシステムはどのようなにとらえられるのだろうか。実はシステムとしての「本来のIMF」をどう位置づけるかの問題は、非常に厄介な側面をもち、とくに第4条の解釈にかかわって多くの議論を生んできたところである。メカニズムをさきにとりあげ、この問題を後まわしにした理由はここにある。ここではこれまでと同様、バーンバウムの解釈についてとりあげよう。

「本来のIMF」が制度として金為替本位制ではないことは、既述のメカニズムからもおのずから明らかであるが、それではIMFはもともとどのような制度であったのか。残念ながらバーンバウムは、正面からとりあげずに、「現実の制度」の改革論として（それだけ視点のズレを包含しつつ）展開しているに過ぎない。その点でなによりも問題になるのは第4条の通貨の平価に関する解釈である。しかしその問題に立ち入る前に、彼の改革像から推定されるシステムを整理して示しておこう。

一言で要約すれば、それはドルの地位の「変更」のもとで加盟各国による為替市場への相互介入システムとそれに結びついた各国通貨の相互交換システムとによって構成される、といえよう。ドルの地位の「変更」とは、「国際決済における自由な金の交換性の地位から『經常勘定交換性』の地位への変更⁽²⁶⁾」のことである。つまりアメリカは他国公的機関による保有ドルの交換請求に応じて自由に金を売却するのをやめて、金交換を通貨当局の裁量的判断に変えるのである。そのときアメリカ自身も協定に基づいて自国の為替市場で相場の許容変動幅を維持するために公的介入を行う義務が生じる。この方法はすでに他国が実施しているものであって、その意味で相互介入システムができあがるのである。この相互介入のもとでは、通貨の相互交換システムとの関連で2つの側面が考慮されねばならない。第1は、アメリカが自ら市

(26) Birnbaum[2], p. 44. なお「經常勘定交換性」に関する詳論については Birnbaum [1], 拙訳, 前掲書所収を参照のこと。

場に介入するための必要資金の調達問題である。第2は、他国の為替市場で公的介入によって買い支えられるドルに対するアメリカの「交換」の問題である。

まずアメリカ市場における介入資金の調達については、IMF から1年に1トランシュまでの必要通貨の買入れがその手段となる。さらに必要に応じて、金と交換にIMF から通貨を買い入れることができる。IMF は出資された保有資金でそれに対応するのだが、引出しによる保有資金の減少で、通貨の不足のおそれが生じる場合には、既述の不足通貨規定にふれることになる。(したがってこれ以上の多言は無用であろう。)

つぎに他国市場での買入れドルに対する交換については、第8条の関連事項の規定が問題となるが、かなりふくみのあるまわりくどい表現のなかで、結局は交換請求国による、趣旨説明義務への自発的協力とゲームのルールへの責任分担⁽²⁷⁾とに期待をつなぐ議論となり、さらにまたここでも交換への対処においてIMF 保有通貨(またはIMF 保有金の取崩しによるIMF による必要通貨の調達)の引出しと不足通貨規定への結びつけがみられる。以上が相互交換システムである。こうして本来のメカニズムと並んで本来のシステムが、ひとつのまとまった著者の原IMF 像を形成しているようにみえる。

しかしながら以上の議論を点検すれば明らかなように、以上のような各国通貨の相互交換システムではアメリカの場合、準備(金)の取崩しは没却され、アメリカの国際収支の「赤字」が、公的市場介入を通じていきなりIMF 資金の引出しに接続されている点で、前述の一般論としての、自国の準備の取崩しを前提とする「本来のIMF」のメカニズムと重大なソゴを来たしているように思われる。おそらくその背後の理由は、論者がひとつはアメリカの金準備の流出防止を考えていたこと、ふたつは各国での国際通貨(「国際準備資産」)としてのドルの蓄積とその維持を目ざしたことにあるだろう。「現実

(27) Birnbaum [1], pp. 8~9. 拙訳, 136~38ページ。前掲書所収。

の制度」の改革論として「本来のIMF」の見直しをはかった著者の視点は、アメリカの立場を考慮する視点とも重なって、「本来のIMF」制度像にゆがみを生まざるをえないのはやむをえないにしても、上記のような理由のために、改革において不可欠の、過剰ドルの凍結とそれに関連した国際準備資産の公的利用範囲の限定（ある一定の、またはある範囲内での運転資金残高としての保有）といった、厄介だが回避しえない重要問題が看過されてしまったとすれば、まことに残念なことといわねばならない。

最後に、第4条の平価規定に関する解釈をとりあげよう。周知のとおり、各国通貨の平価は共通尺度たる金か、特定時点の金量で裏付けされた米ドル価値かを表示するのだが、それを支える仕組みが内外両面で金本位制とは根本的に異なっている。国内面ではいわゆる管理通貨制度であること言をまたないが、問題は対外面において、それぞれ表示された各国通貨の平価関係を支える仕組みがどのように評価されるべきかということである。上述のとおり、本来のIMFは、協定に基づいて国際協力を大柱の支えとして相互介入と通貨の相互交換とにより平価関係（固定相場制）を維持するシステムであって、その意味では金本位制とはまったく異なる。しかしながら通貨の相互交換を支える最後の拠り所はいぜんとして金であることには変わりがない。諸国家の分立する世界においては、「金はだれの債務（IOU）でもない唯一の国際貨幣である。」⁽²⁸⁾バーンバウムの認識はこの点では明快である。その上でつぎのように述べている。

「したがって国際通貨改革は、国際準備資産としての金にとつて代わるのではなく、金を補完する観点から考察するのが適切である。つまりわれわれは実際には、『ペーパー・ゴールド』を創出することができない。国際通貨構造は、IMF協定条文中で述べられているように、金で機能するように意図されたものである。すなわち金はIMF協定20カ条のうち10カ条で、また条文に付

(28) Birnbaum [2], p. 44.

された5付表のうち3付表で明示的に言及されている。こうして現在の情勢（1968年……引用者）のもとでは、貨幣としての金の役割を破壊することは革命であって、秩序ある改革とはならないのである。⁽²⁹⁾ こうして「本来のIMF」は金を基礎として構築され、それゆえにそこでは各国通貨の平価関係を支える通貨の相互交換の背後に金の相互交換（最終的金決済）が意図されていたのである。その点では金本位的側面が強いといえよう。問題は、この場合の金価値の決定主体と金交換性のあり方およびその形態である。

しかしながら「本来のIMF」の条文からはこうした問題について見出すことのできるきちんとした規定はとて十分なものとはいえない。結論的にいえば、以上の枠組みのなかで、多くは国際協力の視点からの各国の意思決定にまたざるをえなかったのである。ここではこの問題に関する諸研究に立ち入る場ではない。バーンバウムのいうドルの金交換性の変更案が示唆するシステム上の問題点についてだけ述べておこう。

ドルの地位が經常勘定交換性になると、公的機関レベルでさえもはや自由に金交換を行う国はなくなる。各国の通貨価値（平価関係）を保証する最後の自由なパイプが事実上断たれる。金管理の役割の一部はIMFが果たざるをえなくなり、IMFを中心に他国が協力して金価値（当時金1オンス=35ドル）を維持するシステムに変わる。そこでの特徴はつぎの2点である。ひとつは、IMFを中心とする公的市場金価格が所定のマージンをこえて変動する場合、公的金取引や金価格と民間の金取引や金価格との事実上の切断であり、他のひとつは、IMFの金交換性が「IMFの主導権（IMFによる通貨の買入れ⁽³⁰⁾）」にのみ限定されたことである。これを支えるためには、各国が協定を遵守してたとえば所定のマージンをこえた割増価格での金の購入などを行わないといった国際協力が必要である。こうして国際的公的機関相互間では

(29) Birnbaum [2], p. 44.

(30) Birnbaum [1], p. 12. 邦訳, 141ページ。前掲書所収。

金価値の名目化が不可避となる。この点では、「本来の IMF」と大きくくいちがうと考えられる。それはバーンバウム⁽³¹⁾のつぎの文章によって明らかであろう。「金と国民通貨との結びつきは『バンコール』についてケインズが念頭においていた、もう少し制限度の大きい交換性という性質を帯びてくる——つまり各国は IMF から金と交換にバンコールを買うことができるが、その逆の取引はできないのである。これとは対照的に、現在の金・ドル交換性の程度は『ユニタス』についてホワイトが念頭においていたものと一致する。⁽³¹⁾」問題はすべてここに帰着するといつてよいだろう。一方で諸国家の分立を説いて金への依存が不可欠であることを論じながら、他方で金の IMF による管理とそこの金価値の名目化もやむなしとする議論の両立性如何というのがこれである。現実⁽³²⁾に二重金価格の取決めが生まれたことに対して論者が抱いた制度存亡への危機感と数年を経ずして訪れた固定相場制の崩壊とをみるならば、論者の指摘する枠組みのもとできえ、以上の両立性の困難さが容易にうかがえることであろう。

したがって国際準備資産としての金の役割を基礎として「本来の IMF」制度を再評価するのならば、論理的にはなおもなんらかのかたちでの自由な金交換性の保証とそれによる金価値の実質化が考慮されねばならなかったのである。その道はたぶん2つしかないだろう。ひとつは「本来の IMF」が意図したと思われる各国自身による協定の枠内での自国通貨の金交換性（とそれに基づく通貨の相互交換システム）への道から根本的に出直すことであり、別のひとつは盛行をきわめた IMF への金集中化と IMF によるなんらかのかたちでの金交換性の保証の道へと「飛躍的な」改革をとげることである。どちらの道にせよ、既述のバーンバウム流の、または他の解釈による、現実の IMF にくらべてより弾力的な国際流動性と国際収支のメカニズムが伴われねばならぬこ

(31) Birnbaum [1], p. 12. 邦訳, 141 ページ。前掲書所収。

(32) Birnbaum [2], p. 45.

とはいうまでもない。だが不幸にして、戦争直後の時期においても、1960年代初頭以降の国際通貨危機の時期においても、どちらの道も閉ざされたままであった。そこでの問題は何であったか。一般論としては、その非現実的とみなされる通貨に関する対称的システムにあったためとされるが、この点はとくに前者の時期において否定できない重みをもつ。しかし同時に、前者の時期では戦後の特殊な情勢の急展開（冷戦構造化）のために大国がこの対称的システムの一部をとりこんで、ブレトン・ウッズで意図されたものとはまったく別のシステムを形成していったことが、また後者の時期では、南北問題の登場によるいっそうの複雑化を別としても、ドルを介入通貨とする通貨システムの定着（およびそれに関連した諸問題、たとえばユーロダラー市場の形成など）という事実とそれをめぐる各国間（とくに基軸通貨国とその他の主要国との間）の利害や思惑のズレの存在とが、「本来のIMF」の現実化（前者の時期）や再評価（後者の時期）を阻む（かまたは困難にする）障壁となっていたように思われる。

今日、フロートの限界とその諸問題が強まるなかであらためて「本来のIMF」の見直しが必要な地点に近づいているのではないだろうか。